

第3章

特別な配慮を必要とする男女への支援

経済・社会のグローバル化、単身世帯の増加など世帯構成の変化、正社員以外の労働者の増加など雇用・就業環境の変化等が進む中、これまであまり表面化してこなかった新たな問題が見えるようになってきました。

ひとり親家庭、高齢者、若年層といった人たちの中で、経済的自立が困難であったり、就業機会が不足していたり、地域社会とのつながりに乏しく孤立しているなど、困難な課題に直面する人が増加しています。

現実にこの状況に置かれている男女が、個人の力だけで課題を解決することは極めて難しく、行政による公助だけでなく、企業、NPOや地域社会等による共助による支援を実施しながら、最終的には、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮できるようにすることは、都の男女平等参画社会の理念を実現するためにも必要です。

支援に当たっては、抱える課題が男女により異なる場合も多いことから、男女平等参画の視点に配慮した対応が求められます。

3. 特別な配慮を必要とする男女への支援

(1)ひとり親家庭への支援

- ア ひとり親家庭のための相談や就業支援等
- イ 保育サービス等の整備

ア ひとり親家庭への支援

(2)高齢者への支援

- ア 地域における高齢者への支援
- イ 高齢者の雇用・就業の支援
- ウ 行動しやすいまちづくり

ア 地域における高齢者への支援

イ 高齢者の雇用・就業の支援

(3)若年層への支援

- ア 若年層への就業支援

ア 若年層への就業支援等

(1) ひとり親家庭への支援

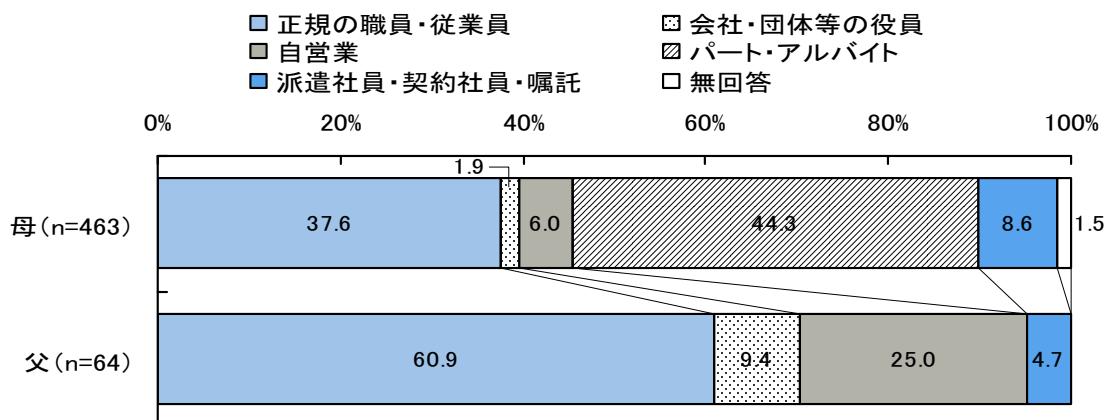
目標

経済的自立や子育てなど、ひとり親家庭が抱える様々な課題について適切な支援を行います。

■現状・課題

- 都内のひとり親家庭の世帯数は、平成 23 年 1 月 1 日現在で、母子家庭が約 150,600 世帯、父子家庭が約 18,400 世帯と推計されています。
- 東京都福祉保健基礎調査によると、ひとり親家庭の母親、父親ともに大半が就業していますが、従業上の地位は、父親では正規の職員・従業員が 6 割であるのに対し、母親ではパート・アルバイトが 4 割強、正規の職員・従業員が 4 割弱となっています。収入について見ると、年収 200 万円未満の世帯は、母子世帯の 4 割弱であるのに対し、父子世帯と両親世帯は 1 割未満です。実際に、母子世帯の 7 割が家計について困っていると回答しており、経済的な自立に向けた支援が特に必要と考えられます。
- 現在困っていることとしては、母子世帯では「家計」を挙げる人が最も多く、「子供の教育・進路・就職」が続いている。一方、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」を挙げる人が最も多く、次いで「子供の世話」、「家事」となっており、生活面での支援を特に必要としていることが伺えます。
- 経済的な課題を抱えるひとり親家庭において、子供が教育を受ける機会を諦めてしまうことのないよう、将来の自立に向けた教育の機会を確保することが不可欠です。
- 都は、これまでも、母子家庭に限らず、ひとり親家庭全体を対象とした支援を行ってきました。母子家庭、父子家庭の間には、共通する課題もあれば、それぞれの特性に応じた異なる課題もあります。今後とも、母子家庭と父子家庭それぞれに対して、適切な支援を行う必要があります。

ひとり親家庭の親の従業上の地位（都）



資料：東京都福祉保健局「平成 19 年度東京都福祉保健基礎調査「東京の子どもと家庭」」

■取組の方向性

- ひとり親家庭の様々な問題について相談に応じることができるよう、相談体制の整備を進めるとともに、ひとり親家庭に対する適切な支援を行います。

- 就業が安定的に継続できるよう支援するとともに、就労継続に不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備を進めます。

〈都の施策〉

ア ひとり親家庭のための相談や就業支援等

- ひとり親家庭の相談体制の整備、日常生活の支援、就業による自立支援を実施します。

番号	事業名	事業概要	所管局
85	東京都ひとり親家庭支援センター事業	東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、就職情報の提供等の各種支援策を実施します。	福祉保健局
86	ひとり親家庭生活支援事業の実施	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する相談事業や講習会など、各種生活支援事業への補助を行います。	福祉保健局
87	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	福祉保健局
88	☆ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	ひとり親家庭等に対して、在宅就業に係るスキルの研修、訓練期間中の手当金の支給を行い、就業に結びつけ、自立を促進します。	福祉保健局
89	☆ひとり親家庭等就業コーディネート事業	ひとり親家庭等に対して、個別的な、就職前から就職後まで一環した支援を行い、自立の促進を図ります。	福祉保健局
90	母子家庭自立支援給付金事業	町村部に居住する母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。（区市居住者に対しては各区市が実施しますが、事業を実施する区市に対しては費用の一部を補助します。）	福祉保健局
91	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	福祉保健局
92	母子自立支援プログラム策定事業	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。（区市居住者は各区市が実施）	福祉保健局
93	児童扶養手当・児童育成手当の支給	ひとり親家庭に対する児童扶養手当又は児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。	福祉保健局
94	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
95	職業訓練の実施 (母子家庭の母等に対する職業訓練)	公共職業訓練を受講する母子家庭等の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。 (再掲 No. 20 参照)	産業労働局
96	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	都市整備局

イ 保育サービス等の整備

- ひとり親家庭の就労継続に不可欠な保育サービス、学童クラブ等の整備を進めます。

番号	事業名	事業概要	所管局
97	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認証保育所、認定こども園、家庭的保育など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。(再掲 No. 43 参照)	福祉保健局
98	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置される A 型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行う B 型があります。 (再掲 No. 44 参照)	福祉保健局
99	認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。(再掲 No. 54 参照)	福祉保健局 生活文化局 教 育 庁
100	一時預かり事業補助	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができない場合などに子供を預かる一時預かり等事業補助の充実を図ります。(再掲 No. 57 参照)	福祉保健局
101	定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態に多様に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。(再掲 No. 58 参照)	福祉保健局
102	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。(再掲 No. 64 参照)	福祉保健局

番号	事業名	事業概要	所管局
103	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。（再掲 No. 67 参照）	福祉保健局

〈都民・事業者の取組〉

ア ひとり親家庭への支援

- 地域において、N P Oや当事者団体等の連携により、ひとり親家庭を支援していきます。

番号	項目	概 要	団体名
29	様々な支援	<p>☆民間企業の協力による支援プロジェクト＊の実施 ひとり親に対して、就労の専門家による定期的・継続的な相談や資格取得に対する支援及び緊急時の保育対応を実施します。</p> <p>* 民間企業の協力による支援プロジェクト：民間企業と社会福祉法人東京都社会福祉協議会が、福祉施設で暮らす子供たちの進学支援や、低所得のひとり親の就労支援を行うとともに、それらに関わるN P Oの組織強化もサポートする。本プロジェクトの実施に当たっては、民間企業の社員たちがボランティアとして参加・協力する。なお、東京ボランティア・市民活動センターは、社会福祉法人東京都社会福祉協議会のひとつの事業部である。</p>	ボランティア・市民活動センター

(2) 高齢者への支援

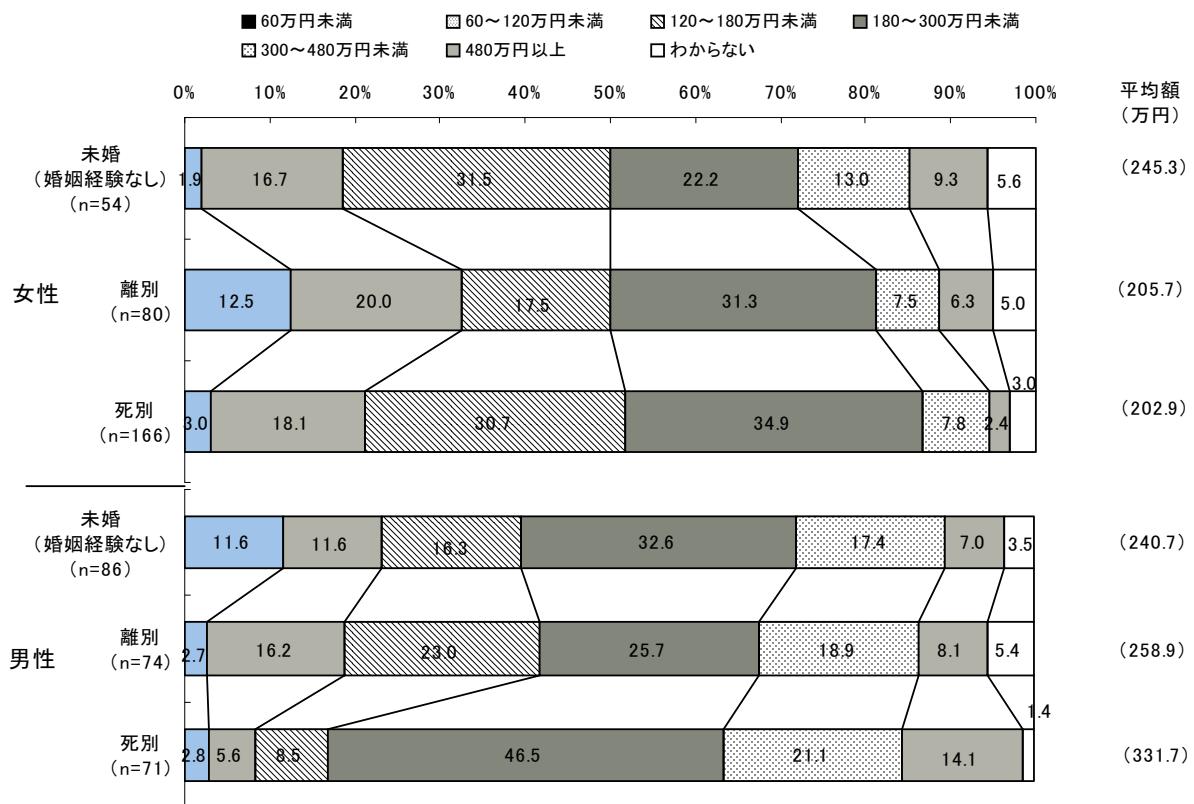
目標

高齢者が地域で安心して生活でき、様々な分野で活躍できる社会環境を整備します。

■現状・課題

- 平成 22 年 10 月時点で、日本の 65 歳以上の高齢者的人口に占める比率は 23% をを超え、都内においても 20% を超える状況となっています。特に 75 歳以上では 6 割以上を女性が占めており、また単身の高齢世帯も増加傾向にあります。
- 内閣府の「高齢男女の自立した生活に関する調査」によると、全国の高齢者単身世帯における年間収入平均額を性別及び単身の理由別にみると、配偶者と死別した男性を除き 200 万円台にとどまっています。特に、高齢単身女性の本人の年収について見ると、4 人に 1 人が 120 万円未満となっています。生活保護を受けている高齢者単身世帯も増加しています。総務省の「就業構造基本調査」では、都内の 65 歳以上の求職者が就業を希望する理由として、男女とも約 3 割が収入を得る必要が生じたことや失業していることを挙げており、高齢者の収入確保が課題です。
- 内閣府の「高齢者の日常生活に関する意識調査」では、「自分や配偶者の健康や病気のこと」「自分や配偶者が寝たきりや身体が不自由になり介護が必要な状態になること」等について、高齢者自身の 7 割強が将来に何らかの不安を感じています。
- また、全国の高齢単身男性の 3 割弱は話し相手や相談相手が乏しい状態であり、女性に比べて地域で孤立状態に陥るおそれがあります。地域ぐるみで高齢者、とりわけ単身男性を見守るとともに、介護や医療分野とも連携して、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりが求められています。
- 一方、家庭での介護が長期間にわたることによる家族の介護疲れ等を背景に、高齢者虐待が生じています。東京都の「平成 22 年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、家庭内で虐待を受けた高齢者の 8 割弱が女性です。一方、虐待者は息子が 4 割弱、夫が 2 割弱など男性の割合が多くなっています。虐待の種類としては、身体的虐待が 6 割弱、心理的虐待が 4 割弱となっています。虐待の相談・通報者として、介護支援専門員・介護保険事業所職員が 4 割強を占めていることから、介護保険関係者との連携を強めることにより、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の早期発見・早期対応を図ることが必要です。
- しかし、東京都福祉保健基礎調査によると、高齢者の 9 割弱が介護保険の要介護・要支援に認定されていない状態であり、東京の高齢者の多くは元気な状態にあると言えます。「知識や技能を生かしたい」という理由で就業を希望する高齢者も多く、高齢者がこれまでの知識・経験などを活かして他の世代とともに雇用や就業の場で活躍したり、社会活動に参加していくことは、高齢者自身の生きがいになるだけでなく、東京の活力の向上にもつながります。

高齢単身世帯における本人自身の年間収入の分布（婚姻状況別）（全国）



資料：内閣府男女共同参画局「高齢男女の自立した生活に関する調査結果（概要）」（平成 20 年）

■取組の方向性

- 高齢者を地域で見守る体制を整備し、地域ぐるみでの高齢者支援体制を充実させます。
- 高齢者の培ってきた知識と経験を効果的に活かすことができる就業機会の確保に向けて、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供するとともに、企業に対する啓発を実施します。
- 就業に限らない高齢者の積極的な社会参加を促すため、高齢者のニーズを踏まえた支援策を周知します。

〈都の施策〉

ア 地域における高齢者への支援

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していく環境と支援体制を整備します。
- 高齢者が自己の能力や経験を活かして、多様な社会参加ができる環境整備、仕組みづくりや情報提供を行います。

番号	事業名	事業概要	所管局
104	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	福祉保健局 東京消防庁
105	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はLSA（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	福祉保健局 都市整備局
106	サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅や、東京シニア円滑入居賃貸住宅（高齢者の入居を拒まない賃貸住宅）を登録し、その情報を広く提供します。	都市整備局
107	☆サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。	都市整備局
108	東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス等を提供する高齢者向け住宅の整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、東京都高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	都市整備局
109	高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。（財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）	都市整備局
110	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	都市整備局

イ 高齢者の雇用・就業の支援

- 高齢者の知識と経験を活かすため、高齢者向けの雇用・就業に関する総合的なサービスを提供します。

番号	事業名	事業概要	所管局
111	しごとセンター事業の推進（高齢者の雇用就業支援）	しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	産業労働局
112	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助します。	産業労働局
113	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	産業労働局
114	職業訓練の実施（高齢者訓練）	高年齢者が身近な地域で職業訓練を受けられるよう、各地域の都立職業能力開発センターで高齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関への委託訓練を活用し、受講機会の拡大を図ります。	産業労働局

ウ 行動しやすいまちづくり

- 高齢者をはじめ、誰もが自由に行動できるようなまちづくりを推進します。

番号	事業名	事業概要	所管局
115	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。（再掲 No. 77 参照）	福祉保健局
116	福祉のまちづくり事業の実施	(1)ユニバーサルデザイン整備促進事業 (ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業) (2)ユニバーサルデザイン整備促進事業 (とうきょうトイレ事業) (3)だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 (4)鉄道駅エレベーターなど整備事業 (5)ノンステップバスの導入 (再掲 No. 78 参照)	福祉保健局 交通局

〈都民・事業者の取組〉

ア 地域における高齢者への支援

- 高齢者が住み慣れた地域で、また一人で暮らしていく場合にも、安心して生活していくよう、地域の見守りネットワークづくりを進めます。

番号	項目	概 要	団体名
30	環境づくり	☆高齢者対策、助けあい活動に关心を持ち、地域と連携し、相互扶助のある暮らしを求めていきます。	J A 東京女性組織協議会
		子供たちが高齢者に対する理解を深め、高齢者をサポートすることの大切さを理解させます。 ボランティア活動を通して老人ホーム等との交流を計画し、高齢者に対する理解を深め、サポートの仕方を考えることができます。	私立初等学校協会
		☆地域において具体的な高齢者支援のための学習、研修に取り組みます。	地域婦人団体連盟
		男女が人権を尊重し、誰もが共生する市民社会にむけてネットワーク化を図ります。(再掲) 地域の中で高齢者、子供、障害者等が共に過ごす拠点を確保し、それを運営しているボランティアやN P O等の活動別のネットワーク化を図り、支援します。	ボランティア・市民活動センター

イ 高齢者の雇用・就業の支援

- 高齢者が自己の能力や経験を生かして活躍できる場を広げていくことで、高齢者が蓄積してきた知識・経験、技術などを社会に還元できるように努めています。

番号	項目	概 要	団体名
31	環境整備	(1)改正高年齢者雇用安定法の周知、啓発を図ります。 (2)法改正に合わせ適宜セミナー、高齢者活用の事例紹介等を行います。	東京経営者協会

(3) 若年層への支援

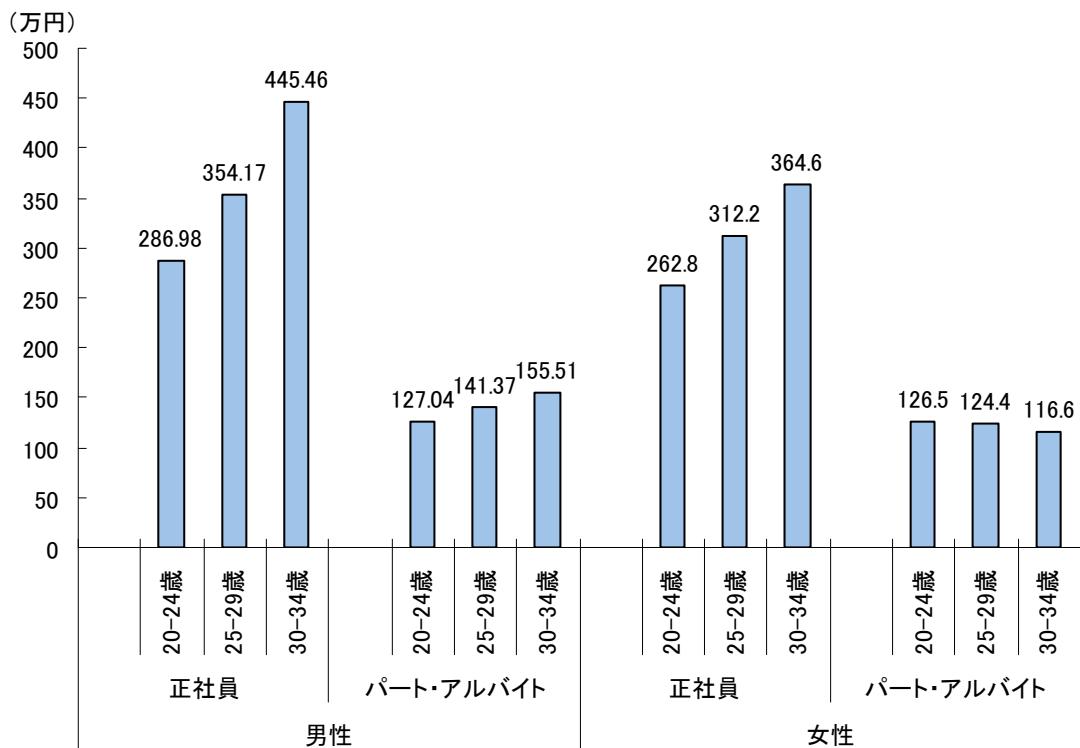
目標

若年層の男女が、その能力と個性を発揮して働くことができるよう、安定した就業に向けた支援を行います。

■現状・課題

- 産業構造の変化等の影響により、雇用形態が多様化する中で、若年層を中心に、パート・アルバイト、派遣・契約社員などの正社員以外の労働者が増加しています。東京都総務局「東京の労働力（労働力調査結果）」によると、都における15～24歳の男性の失業率は平成23年平均で8.8%と、男性全世代平均の4.9%と比べて高くなっています。
- 一方、15～24歳の女性の失業率は6.2%で、女性全世代平均の4.6%より高いものの、男性ほどの差はありません。この理由としては、若年層の女性は「家事手伝い」として、失業が潜在しやすい状況があるものと推測されます。
- 雇用形態の違いによる収入の差は大きく、20～24歳の大卒者について比較すると、パート・アルバイトの平均年収は正社員の平均年収の4割強（男性）から5割弱（女性）程度にとどまっており、年齢が上がるほど格差も拡大する傾向にあります。
- また、厚生労働省の「平成21年若年者雇用実態調査」によると、正社員以外で働いている全国の15～34歳の若年労働者のうち、男性のほぼ7割と女性の4割強は今後正社員として勤務することを希望しています。
- しかし、正社員以外の労働者から正社員への移行が実現した例は多くありません。総務省の「就業構造基本調査」によると、過去1年間に正社員以外の労働者を離職した44歳以下の男女のうち、正社員へ移行したのは男性で3割弱、女性で1割強にとどまっています。
- 結婚・出産を機に約6割の女性が退職をするなど、女性の方が職業と生活の節目における選択に迫られる機会が多いと言われています。正社員以外の労働者では、育児休業を活用して働き続けること自体が難しいという現実もあります。そのため、就業前の生徒・学生の段階から、結婚、就職、出産、育児といった人生のライフイベントを踏まえた長期的な視点に立って、自身の人生設計（ライフプランニング）を行っていくことが必要となります。

雇用形態別平均個人年収（大卒）（全国）



資料：総務省「就業構造基本調査（平成 19 年）」内閣府「生活困難を抱える男女に関する検討会」
小杉礼子委員による特別集計

■取組の方向性

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を充実していきます。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を行います。
- 生徒・学生の段階から男女それぞれのニーズに即して、将来への長期的視点に立った人生設計（ライフプランニング）を行う機会を提供します。

〈都の施策〉

ア 若年層への就業支援

- 不安定な就労環境に置かれている若年層の男女に向けた、仕事に関する相談体制を充実していきます。
- 職業訓練、雇用と就業希望のマッチング等により、安定した就業に向けた支援を実施していきます。

番号	事業名	事業概要	所管局
117	☆しごとセンタ一事業の推進 (若年者の雇用就業支援)	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開する。求職活動支援セミナーや若者企業交差点等により、職業意識の形成を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリング、能力開発を実施することにより、若者を就業に結びつける。	産業労働局
118	☆若者ジョブマッチング事業	未内定の新規大卒者等に対して、合同就職面接会を開催することにより、企業とのマッチング機会を提供し、正規雇用による安定した職業生活を希望する若者を支援する。	産業労働局

〈都民・事業者の取組〉

ア 若年層への就業支援等

- 地域において、N P O や P T A 等の連携により、若年層の就業支援に取り組みます。
- 事業者団体において、若年層と企業とのミスマッチを解消するための取組を検討していきます。
- 若年層を正社員として雇用するための様々な取組について検討します。
- 進学に対する支援に取り組みます。

番号	項目	概要	団体名
32	環境整備	☆(1)就労支援のため、セミナー(雇用事例紹介、法改正対応等)、相談業務を実施します。 ☆(2)若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業と大学との交流の場の提供、就職説明会への協力、企業見学のバスツアー等、引き続き関係各機関と協力しながら推進します。	東京経営者協会
		☆ホームページや情報誌等を利用し、若年者の雇用促進の周知を進めます。	中小企業団体中央会
33	進学支援	☆民間企業の協力による支援プロジェクトの実施 次世代への貧困連鎖を予防するため、福祉施設で暮らす子供たちへの大学進学支援、小学生・中学生・高校生への学習支援、大学就学の資金的・精神的支援の提供を行います。	ボランティア・市民活動センター